

締約国に関する情報 BN	ブルネイ・ダルサラーム	附属書 B 1 BN
一般情報		
国内官庁の名称	Brunei Darussalam Intellectual Property Office (BruIPO) (ブルネイ・ダルサラーム知的財産庁 (BruIPO))	
所在地	The Law Building, Ground Floor, Jalan Raja Isteri Pengiran Anak Hajah Saleha, Bandar Seri Begawan BA 1910, Brunei Darussalam	
郵便のあて名	所在地と同じ	
電話番号	(673) 222 59 19	
電子メール	enquiries@bruipo. gov. bn	
インターネット	http://www. bruipo. gov. bn/SitePages/Home. aspx	
ファクシミリ装置	(673) 238 05 45	
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？ (PCT規則92.4)	電子メールによる提出を受理する	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	送付の日から14日以内に提出	
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？	送付する	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する	
出願人がWIPO DAS ¹ から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？ (PCT規則17.1(b)の2)	用意なし	
ブルネイ・ダルサラームの国民及び居住者のための管轄受理官庁 国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	ブルネイ・ダルサラーム知的財産庁 (BruIPO) 又はWIPO国際事務局 国内官庁に問合せされたい	
ブルネイ・ダルサラームが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁 ²	ブルネイ・ダルサラーム知的財産庁 (BruIPO)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許	

[次頁に続く]

1 WIPO DASについての詳細情報は次から入手可能である：<https://www.wipo.int/en/web/das>

2 対応する国内段階を参照されたい。

B N	ブルネイ・ダルサラーム (続き)	B N
国内官庁が認める手数料の支払方法	国内官庁に問合せされたい	
国際型調査に関するブルネイ・ダルサラームの規定 (PCT第15条)	なし	
国際公開に基づく仮保護	なし	
ブルネイ・ダルサラームが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
ブルネイ・ダルサラームが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか、又は出願後に提出することができる。PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件が満たされない場合、管轄官庁は通知の日から2か月以内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	あり (附属書L参照)	